

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令案について（概要）

厚生労働省年金局事業管理課

1. 制定の趣旨

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「改正法」という。）附則第22条から第25条までにおいて、事業主が自身の負担すべき保険料（労使折半の50%）の割合を超えて、短時間被保険者の保険料の一部を負担することを可能とし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料については、徴収を行うことを要しなかったものとみなす経過措置（以下「保険料調整制度」という。）が設けられた。
- 当該経過措置が令和8年10月1日から施行されることに伴い、所要の経過措置を規定する。

2. 省令案の概要

（1）厚生年金保険に係る経過措置

- 改正法附則第22条第1項及び第23条第1項の規定による保険料調整制度の適用に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行うものとする。
- 改正法附則第22条第5項の規定による保険料調整制度の適用停止の解除に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。
- 立案作業中の「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令案（以下「経過措置政令案」という。）」において、その他厚生労働省令で定めることとされている保険料調整制度の適用対象となる事業所について規定する。
- 保険料調整制度が適用されている事業所が、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号。以下「厚年則」という。）に規定する届出等を、届出等の提出事由発生日から一定期間経過して提出することで、短時間被保険者の保険料負担割合の増減に影響を与える場合には、事業主は必要な事項を記載した届出書を機構に提出しなければならないこととする。
- 短時間被保険者が被保険者資格を取得し、その取得した日の属する月に当該資格を喪失した場合について、当該短時間被保険者が保険料調整制度により保険料負担割合の減少を受ける対象である場合には、事業主は必要な事項を記載した届出書を機構に提出しなければならないこととする。
- 保険料調整制度により保険料負担割合が減少している短時間被保険者に係る厚年則第12条の2第1項の適用に関して必要な読替えについて規定する。

(2) 健康保険に係る経過措置

- 改正法附則第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の規定による保険料調整制度の適用に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。
- 改正法附則第 24 条第 5 項の規定による保険料調整制度の適用停止の解除に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。
- 経過措置政令案において、その他厚生労働省令で定めることとされている保険料調整制度の適用対象となる事業所について規定する。
- 保険料調整制度が適用されている事業所が、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）に規定する届出等を、届出等の提出事由発生日から一定期間経過して提出することで、短時間被保険者の保険料負担割合の増減に影響を与える場合には、事業主は必要な事項を記載した届出書を機構又は健康保険組合に提出しなければならないこととする。
- 短時間被保険者が被保険者資格を取得し、その取得した日の属する月に同資格を喪失した場合について、当該短時間被保険者が保険料調整制度により保険料負担割合の減少を受ける対象である場合には、事業主は必要な事項を記載した届出書を機構又は健康保険組合に提出しなければならないこととする。

3. 根拠条項

- 改正法附則第 22 条第 1 項及び第 5 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 5 項並びに第 25 条第 1 項
- 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 31 条の 2
- 経過措置政令案第 1 条第 2 号、第 12 条第 2 号及び第 21 条

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 6 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 10 月 1 日